認知したいじめを速やかに解消した事例５（中学校第１学年男子）
～関係機関との連携による迅速な対応～

問題の把握

１２月中旬、担任に対し、いじめられた生徒から、級友４～５人にいじめられている旨の訴えがあった。また、いじめられた生徒の保護者から、教育委員会に対し、「いじめがあるため、生徒を安心して登校させることができない」という訴えがあった。

対応状況

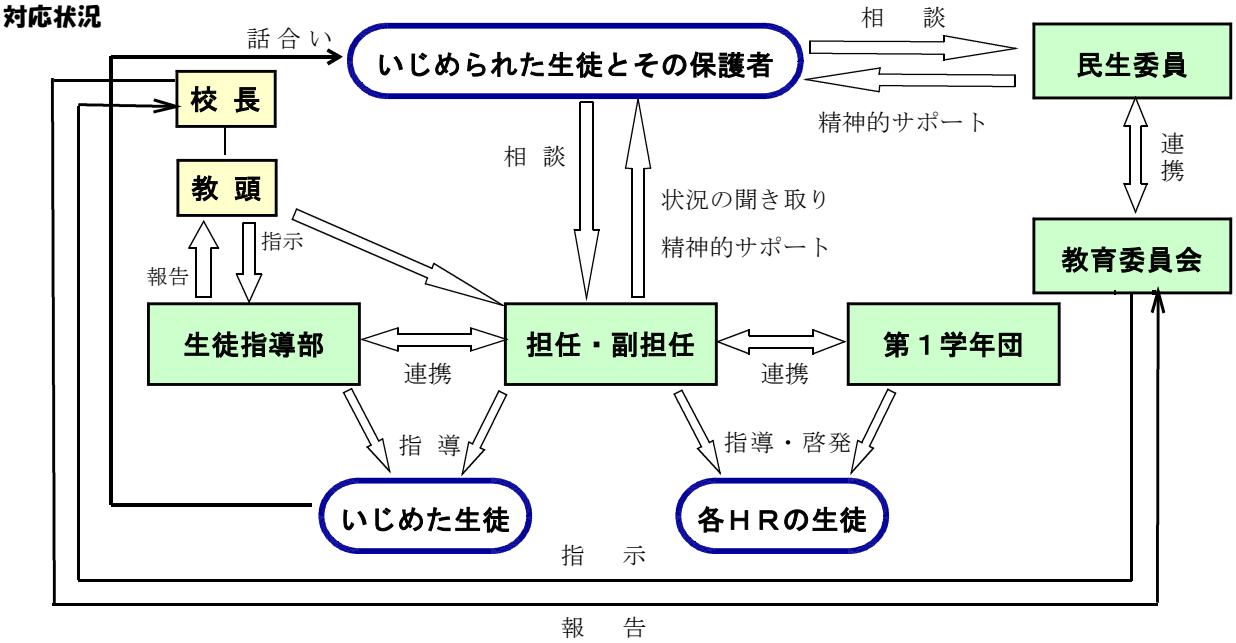

○いじめられた生徒及びその保護者への対応

１２月１０日　・担任と副担任がいじめられた生徒の家庭を訪問し、いじめの状況について詳細に聞き取った。

１２月１１日　・生徒指導部を交えた緊急学年会議を開催した。
・家庭訪問で得た情報について教職員間で共有し、今後の対応について共通理解を図った。
・いじめられた生徒への対応、いじめた生徒への指導、ＨＲにおけるいじめの未然防止の指導の方針を立てた。
・校長と担任が家庭訪問し、学校としての対応の方針、いじめた生徒への指導の方針について保護者に説明し、了承を得た。

１２月１２日　・教育委員会が保護者から今後の対応に関する不安を聞き、民生委員に連絡した。
・民生委員が家庭訪問し、保護者の不安を聞き取り、教育委員会に情報提供した。

１２月１３日　・校長及び担任が再度家庭訪問し、学校としての対応の方針、いじめた生徒への指導の方針について保護者に説明し、了承を得た。

○いじめた生徒及びその保護者への対応

１２月１１日　・生徒指導部が、いじめた生徒からいじめの事実を確認した。
・生徒指導部は、いじめた生徒からいじめに至った経緯を把握し、反省を促した。
・担任から保護者にいじめの事実と今後の指導方針について説明し、了承を得た。

１２月１２日　・生徒指導部と担任による個人面談を実施した。
・担任は、いじめた生徒に対し、人間としての倫理観や規範意識を身に付けさせる指導を行った。

１２月１３日　・いじめた生徒がいじめられた生徒に謝罪の手紙を書いた。
※今後、いじめられた生徒といじめた生徒が直接話し合う機会を設ける予定である。

○ＨＲ全体への指導

１２月１２日　・いじめられた生徒の意向を踏まえ、個人が特定されないよう配慮し**「いじめは決して許されないこと」**、**「いじめられていると感じたら早く相談すること」**、さらに、**「いじめを見たり聞いたりしたときにも早く相談すること」**などについて、ＨＲで各担任から指導した。

いじめの問題を速やかに解消するためのポイント

・いじめの訴えがあった場合、速やかにいじめられた生徒からの聞き取りや家庭訪問などを行い、事実の把握に努めるとともに、いじめの解消に向けた校内体制を構築する。
・教育委員会、民生委員など、関係機関と連携し、迅速かつ組織的に対応する。
・日頃から、生徒に対し、いじめの防止に向けた指導を意図的、計画的に行い、意識の醸成を図る。